

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全 国 歯 報



第**67**号  
2010.8

第 6 7 回 通 常 組 合 会



# 平成21年度補正予算を理事専決処分

療養給付費前年度比7.12%増



平成22年7月21日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第67回通常組合会が開催された。横山理事長の挨拶の後、報告事項で平成21年度歳入歳出補正予算に係る理事専決処分について、鈴木常務理事から報告があり了承された。補正予算は療養給付費が対前年度比7.12%の増及びインフルエンザ予防接種補助事業を年度途中から実施したこと等によるものである。

引き続き平成21年度事業報告並びに平成21年度歳入歳出決算及び平成21年度決算剰余金の処分について原案どおり可決承認された。

議長挨拶（要旨）

南議長



白尾副議長、南議長、平木副議長

定刻になりましたので、ただ今より第67回通常組合会を開催いたします。

議員各位におかれては、ご多忙の中、豪雨後の猛暑の中、全国各地よりご参加いただき本当に有難うございます。

本日、本組合に提案されております主な議案は、平成21年度事業報告並びに平成21年度歳入歳出決算です。慎重な審議とともに円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。

## 開会の辞（要旨） 恒石副理事長

第67回通常組合会のご案内を申し上げましたところ、梅雨明けの灼熱の太陽が照らす中、全国各地よりご参集頂きご苦労様です。

国保組合を取り巻く環境は、国庫補助の見直しなど益々厳しくなることが予測されます。今日は通常組合会ということで、平成21年度事業報告、決算並びに決算剰余金の処分についてご審議頂く訳ですが、慎重審議とスムーズな運



恒石副理事長

営にご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

## 理事長挨拶（要旨） 横山理事長



横山理事長

各地の豪雨の後には猛暑ということで、不安定な時期に又、連休明けの公私ともにご多忙の中、ご出席賜り誠に有難うございます。更に日頃は国保運営に格別のご協力ご指導を頂き、お陰様で健全運営に推移しておりますが、環境の変化により国保組合の運営が今後一層厳しくなることを踏まえて対応に努めております。

それでは慶事から入らせていただきますが、一志忠廣副理事長が春の叙勲において旭日小綬章を受章されました。心からお祝い申し上げます。後程記念品を贈呈させていただきます。

さて、厚労省関係に目を向けると、今後の組合運営を考える時、その成り行きを注視しなければ

ならない、大きな二つの話題があります。一つ目は「国保組合への国庫補助の見直し」です。昨年11月末の朝日新聞の国庫補助に関連した報道を発端として、今年に入り全国規模の国保組合の無資格加入が報道されました。厚労省は5月31日に「行政事業レビュー」いわゆる省内の事業仕訳を実施しましたが、その場での外部有識者の意見として所得水準の高い組合の補助金は要らないなど、厳しい意見がでております。又、所得水準の高い国保組合（医師国保、歯科医師国保、全国土木等）には、定率補助の見直しも必要など。それから多額の積立金、剰余金を保有している組合、国庫補助をもらいながら入院費を無料にしている附加給付を行っている組合等が問題になっています。さらに財務省は保険料の徴収方法の見直しにまで言及しています。

これに対して厚労省の方針としては、個々の組合の財政力を精査した上で、財政力が高い国保組合に対する補助のあり方を見直すとしております。国保組合の財政力は所得調査等によって決めていくと思います。

又国保組合への国庫補助は平成21年度実績で約3,280億円です。当組合は約38億3,400万円頂いており、これは総歳入決算額の約23.2%になります。これでなんとか当組合の運営が成り立っている状態ですので、国庫補助が削減されることになると組合運営が非常に厳しくなります。その時点で保険料のあり方等について検討する必要がでてくると思います。我々の国保組合では運営努力を重ね被保険者の医療給付並びに保健事業に努めてきております。財政面だけでなく、特殊国保組合の存在価値と運営努力の評価も含めて補助金の見直しを行なって欲しいと考えております。

二つ目は「後期高齢者医療制度を廃止し平成25年度から新しい高齢者医療制度を実施する」ということです。厚労省は昨年11月に「高齢者医療制度改革会議」を設置して検討が進められておりますが、「当初65歳を原則国保に加入させた上で65歳未満とは区分経理して都道府県単位で運営する」というものでしたが、7月

23日に開かれる「高齢者医療制度改革会議」に提示される中間取りまとめ案では、自営業者や無職者は国保への加入を基本とするが、サラリーマンやその被扶養者等は被用者保険に加入するというもので、高齢者の加入先を国保と被用者保険の二つに分けているのが特色と思います。又年齢は当初の65歳以上から75歳以上とする案も併記されるようで、今後検討されるものと思います。年末までに最終取りまとめをし、来年1月には法案を提出し平成25年度から実施というスケジュールですが、これが当組合にどのように影響してくるか、その動向を注視していきたいと思っております。これからの国保組合の運営は厳しくなることは事実です。その対応を誤らないよう皆で知恵を絞って行かなければならない時期がきたと思っております。

さて、全国歯関係の「新しいシステム構築について」では、一つ目は、平成22年度からレセプトオンライン化に伴う審査支払業務等を栃木県国保連合会に一元化して業務委託し、保険者レセプト管理システムを導入しました。二つ目が、「組合の基幹システムのオープン化」即ち、オフコンからのパソコンへの組み替えです。この件については検討中で、事務局に導入に当たっての調査研究を依頼しております。システム開発費用に5億円程必要とするので準備積立金を設置して、4年後には実現したい。

さて、平成21年度の歳入歳出決算では、歳出で療養給付費を含め7項目で当初予算を超過

し、予備費で対応しましたが予備費をも超過し補正予算を組み、理事の専決処分とさせて頂きました。これは後程詳しく説明がありますが、療養給付費が対前年度比で7.12%と予想以上に伸びたのが一番の原因と思います。このような環境の中で平成21年度の収支決算では33億5,600万円の剰余金を出しております。しかし、単年度収支では6,930万円のマイナスとなりました。特に平成22年度の単年度収支の動向の中で、診療報酬プラス改定後の療養給付費と高齢者が増えて来る中での支援金、納付金等についてはその推移を十分注視していく必要があると思っております。

続いて本年度に入っては、第1回の職員規程等検討臨時委員会を開催し、職員の給与、諸手当等の問題点を検証し検討しております。できれば10月頃までに取りまとめをお願いしたいと思っております。

更に、これは未だ常務会にも諮っておりませんが、考えている事項としては「保険料の滞納と除名処分のあり方の見直し」を常務会に諮り協議していこうと思っております。

次に全協の国保組合推進連盟の平成22年度会費は凍結となっておりますのでお知らせをしておきます。

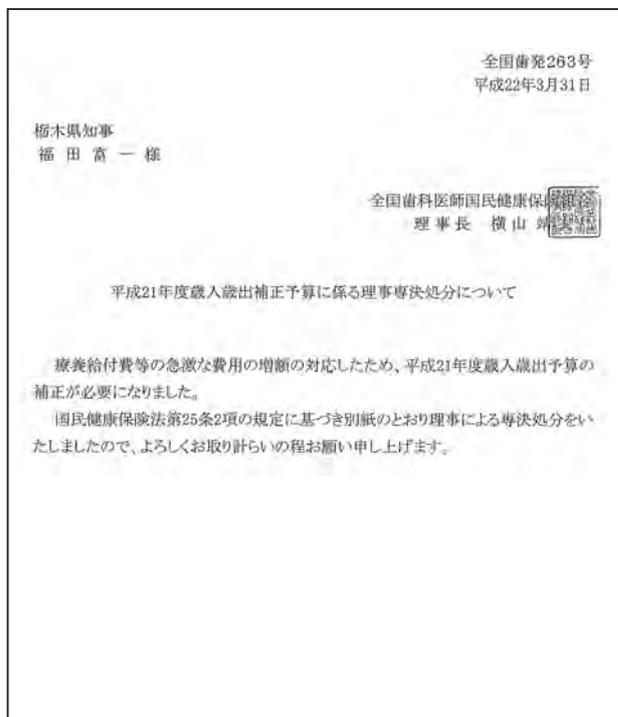
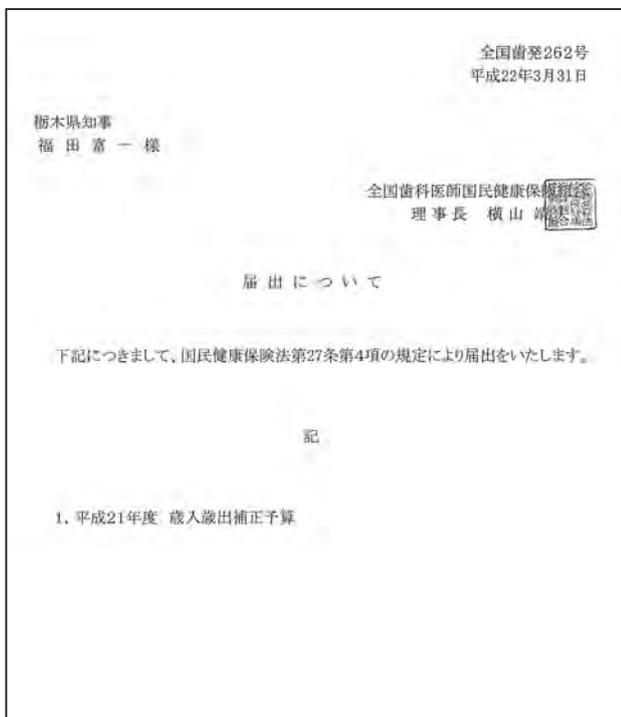
これ以外の事柄については「全国歯ニュース」に記載しておりますのでお目直しをお願いいたします。最後に本日の議案審議を宜しく願いいたしまして挨拶いたします。



## ■ 報告事項

1. 平成21年度歳入歳出補正予算に係る理事専決処分  
鈴木常務理事から平成21年度歳入歳出補

正予算に係る理事専決処分について報告があった。



### 平成21年度歳入歳出補正予算

- ① 平成21年度歳入歳出予算の総額を変更する。
- ② 平成21年度歳入予算の繰越金を当初予算1,000,000,000円としていたが実際の繰越金が3,425,553,686円あったため2,425,553,000円を増額した。
- ③ 平成21年度歳出予算の療養給付費に予備費を充当したが充当しきれなかった不足分208,906,000円を増額し、残りを予備費に2,216,647,000円増額した。

- ④ この補正予算は、平成22年3月31日より施行する。

補正する歳入歳出の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、『平成21年度 歳入歳出補正予算』による。

なお、補正後の明細は『平成21年度 歳入歳出補正予算事項別明細書』による。

### 平成21年度 歳入歳出補正予算

歳 入

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額
7.繰越金	1.繰越金	1.繰越金	1,000,000,000	2,425,553,000	3,425,553,000
補正されなかった款項目にかかる額			12,227,921,000	0	12,227,921,000
歳 入 合 計			13,227,921,000	2,425,553,000	15,653,474,000

歳 出

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	予備費充当	補正額	予算現額
3.保険給付費	1.療養諸費	1.療養給付費	5,212,000,000	224,176,316	208,906,000	5,645,082,316
12.予備費	1.予備費	1.予備費	499,577,000	▲499,577,000	2,216,647,000	2,216,647,000
補正されなかった款項目にかかる額			7,516,344,000	275,400,684	0	7,791,744,684
歳 出 合 計			13,227,921,000	0	2,425,553,000	15,653,474,000

平成21年度 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	予算現額	節	
				区 分	金 額
7.繰越金	1,000,000,000	2,425,553,000	3,425,553,000		
1.繰越金	1,000,000,000	2,425,553,000	3,425,553,000		
1.繰越金	1,000,000,000	2,425,553,000	3,425,553,000		
				1.繰越金	3,425,553,000
歳 入 合 計	13,227,921,000	2,425,553,000	15,653,474,000		15,653,474,000

歳 出

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	予備費充当額	予算現額	節	
					区 分	金 額
3.保険給付費	6,320,939,000	208,906,000	242,030,245	6,771,875,245		
1.療養諸費	5,350,636,000	208,906,000	229,671,369	5,789,213,369		
1.療養給付費	5,212,000,000	208,906,000	224,176,316	5,645,082,316		
					19.負担金補助交付金	5,645,082,316
12.予 備 費	499,577,000	2,216,647,000	▲499,577,000	2,216,647,000		
1.予 備 費	499,577,000	2,216,647,000	▲499,577,000	2,216,647,000		
1.予 備 費	499,577,000	2,216,647,000	▲499,577,000	2,216,647,000		
					予備費	2,216,647,000
歳 出 合 計	13,227,921,000	2,425,553,000	0	15,653,474,000		15,653,474,000

理事専決処分による理由書

平成21年度歳出予算の療養費、出産育児一時金、後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者納付金、保健事業費及び償還金が当初予算額を超過し、予備費で充当したが平成21年度会計閉鎖前の支払いで療養給付費が大きく伸びたため当初の予備費だけでは充当出来なくなった。予備費は224,176,316円残っていたので療養給付費に全額充当し、不足分を補正予算することとした。

平成21年度歳入予算では、繰越金を当初予算1,000,000,000円としていたが実際の繰越金が3,425,553,686円あったため2,425,553,000円を補正した。

歳出の療養給付費に不足した208,906,000円を補正し残りを予備費に2,216,647,000円補正した。

平成22年3月31日

全国歯科医師国民健康保険協会  
理事長 横山 靖



今井専務理事

今井専務理事から厚生労働省関係から栃木県国保連合会関係まで報告の後、一志副理事長から全歯

連関係を又全国歯の基幹システムのオープン化について園谷課長の報告があり、引き続き今井専務理事から全国歯関係の報告があった。

〔厚労省関係〕

1. 関東信越厚生局による平成22年度国保事務に係る技術的助言について

全国建設工事業国保の無資格加入問題等から、国保組合に対する指導監督が強化されることになり、全国規模の国保組合に厚生局等による指導監督が実施されることになった。

その一環として、当組合は平成22年11月18日（木）に実施されることになった。

2. 厚生労働省の行政レビューについて

平成22年5月31日に実施された厚生労働省の行政レビューで、外部有識者から国保組合に対する国庫補助について厳しいコメントが出された。

〈とりまとめコメントの概要〉

- 財政基盤の不安のない組合に対して国庫補助金が入ることを長期的に廃止すべき。定率分の見直しも必要。
- 特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。
- 本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。

〔栃木県庁関係〕

1. 規約の一部改正に係る認可

第67回通常総会で可決承認された療養附加金の廃止、保険料賦課額、財産の管理に係る規約改正について栃木県知事から認可された。

また、役職員退職死亡給与積立金の処分についても認可された。ただし、地区の拡張に係る改正については、施行日が栃木県知事の認可のあった日からと附則に規定があり、この条項は平成22年7月21日現在未認可。

2. 市町村合併による地区の拡張に係る別表2の差替え

第66回通常組合会で可決承認された地区の拡張に係る別表2（規約第4条関係）の市町村の内、平成21年10月1日付けで愛知県内、平成22年3月23日付けで埼玉県内及び静岡県内で市町村合併が実施されており、別表2を差替えて認可申請を再提出した。

3. 平成22年度国保事業に係る指導監督の日程

平成22年度の指導監督は下記の日程で実施される。

対象支部	日 時
岩手県支部	10月28日（木）10時頃～
新潟県支部	11月1日（月）13時頃～
鳥取県支部	11月11日（木）10時頃～
高知県支部	9月30日（木）10時頃～

〔栃木県国保連合会〕

1. 診療報酬審査支払手数料に関する覚書

審査支払手数料について下記のとおり取り決め、覚書を平成22年4月1日付けで取り交わした。

- (1) 栃木県分 59円
- (2) 支部のある20府県を除いた都道府県分 59円
- (3) 栃木県を除いた支部のある府県分 111.60円

〔全歯連関係〕

1. 平成22年度第1回常務理事会

全歯連の現状は財政的に破綻している組織と言えます。多額の積立金があったが今は0の状態です。21年度の総会で会費は引き上げ



一志副理事長

ないでその範囲内で運営することが決まりました。そのために役員の数数を大幅に減ら

し、会議等も縮小する方向で機構改革に取り組んでいるところです。全国歯からは一志副理事長、恒石副理事長、今井専務理事、仲佐常務理事が参画しているが、機構改革に努力していきます。全協のモデル事業に1千万円の予算がつきまして、全歯連では特定健診の中に歯科健診を入れることについてのモデル事業に取り組むことになっています。

### [全国歯関係]

#### 1. 特別支部運営費交付基準の一部改正

特別支部運営費交付金は支部の実績により前年度比で400万円を超える差が生ずることがあり、支部の事業計画に支障をきたすことから、年度間の平均化を図ることが要望されていた。これについて実績交付額と定額交付額をそれぞれ1/2とする交付基準を改正した。

#### 2. 地域単独事業の現物給付の対応状況

栃木県国保連合会を除く19府県支部の国保連合会は、レセプトの取扱が自県分（委託分）からの他県分（受託分）に変更になり、地域単独事業の現物支給を実施するには、業務システムの一部設定を修正する必要が生じた。このために山梨県は改修費用を当組合が負担することで、現物給付が可能となった。岡山県と新潟県は国保連合会と覚書を取り交すことで可能となり、又香川県は県内の各市町村と覚書を取り交すことで可能となった。石川県は償還払いとなった。

#### 3. 平成21年度特定健診・特定保健指導の実施状況

平成21年度特定健診の実施率は17.29%、特定保健指導の実施率は0.91%である。

#### 4. 社会保障カードの実現に向けた基盤整備における保険者設置端末の取扱

社会保障カードが導入された際に保険者等が被保険者資格のオンラインでの照会や、保険者ネットワークで保険給付等の情報等の閲覧ができる基盤整備として国保連合会

の補助事業の一環として「保険者に設置する端末」が補助対象となり、端末機が栃木県国保連合会から配布された。

#### 5. 全国歯の基盤システムのオープン化

当組合のコンピューターの基幹システムはクローズドシステムと呼ばれるシステムのオフコンを使用しているが、パソコンが登場以来オープン化が進み、オフコンによるシステムの運用のできるエンジニアの確保が困難になっている。又現在のオフコンのリース満了が4年後であるために、オープン化した新システムを開発しなければならない。現在は肥大化したシステムを、国保連合会の共同電算への加入を踏まえて根本的に見なおす作業を事務局全体で進めて



圓谷課長

いる。なお、システムの開発費用については準備積立金の設置を検討している。

#### 6. 被保険者証の発行業務

被保険者証の発行業務をカードプリンターを購入し、支部で行なうことを組合会で要望されていた。これについて発行業務にかかる費用等を調査した結果、初期費用がかかること及び発行費用の約50%が送料であること等からメリットがないため、現行どおり日本貿易印刷(株)に業務委託することとした。

#### 7. 被保険者証の有効期限

被保険者証の有効期限を現行の2年より延長、又は組合員の種別ごとに有効期限を定めることにより、発行費用の削減を図ることを組合会で要望されていた。

これについて、栃木県への照会及び他の国保組合の状況等を踏まえ現行どおり2年とすることとした。

8. 被保険者証の臓器提供の意思表示欄の対応  
平成21年7月に成立した改正臓器移植法に基づき、被保険者証の裏面に臓器提供の意思表示欄を設ける健康保険法施行規則等の改正省令が平成22年5月12日に交付され、改正省令は改正法に合わせて7月17日から施行された。

当組合は平成23年8月に被保険者証が更新されること及び他の国保組合等の動向から、被保険者証の更新時に対応することとした。

9. 除名処分

岡山県支部から平成22年6月15日付けで提出された除名処分該当届について、全国歯科医師国民健康保険組合規約第11条の規定に基づき第1回理事会で承認された。

〔質疑応答の要旨〕

**Q** 被保険者証の発行業務は本部で発行することを決められたようですが、更新時の見積りの比較はあるが、日次の見積りの比較はされたのか。それから送料について支部からの発送と本部からの発送の金額が全く同じ金額になっているが、どういう手段によるものか。

(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷修議員

**A** 日次の発行については、月により又支部により異なりますので日次分の試算はいたしておりません。それから送料について本部からの発送と支部からの発送で同額になっているがと言うご質問は、現在、配達証明でお送りしていますが、東京からでも支部各府県からでも料金は同じと考えて同額に見積もらせて頂きました。

**Q** 被保険者証の有効期限について2年と決められたようですが、栃木県への照会に対する栃木県と厚労省は、組合員の種別ごとに有効期限を定めることの効果が疑問であるとの回答ですので、その件については了解しますが、1種、2種、3種例えば一律に4年にするという考えはなかったか。

(岩手県支部 中屋敷修議員)

**A** 有効期限については、色々なケースを想定し検討しました。まず一律5年、それから3種を2年、1種を5年などと検討しましたが、一律4年というのは検討しなかったと思いますが、幾つかのケースを検討しました。

**Q** 当支部から3種組合員の平均勤続年数が5年強という数字をお上げしてありますが、有効期限を2年のところ4年と倍に延ばせば1回分の1,200万円余が節約できる訳です。社会保障カードが導入された場合は、保険証を回収すれば済むことであり、有効期限が2年であろうとなんであろうが回収しなければならぬと私は理解しまして、その件に関しては2年にする根拠が弱いのではないかと。それから不正使用というか喪失後使用に関しては、これは件数が示されていますが、これは件数が問題なのではなく、不正使用されたことによってどれだけ資格のない方に保険料が使われてしまったかというところに問題があると私は思います。見ますれば20支部のうち10支部は返戻という形で対応しているので、返戻の場合は当支部に関してはほとんど痛みがない訳であります。それから当支部の例で申しますと、医療機関に報告してまず返戻を了解頂いてやっている。ほとんどのところ返戻という形になって、当支部で負担しなければならない、喪失した方ですね。そういう風な保険料についてはないのではないかと推測します。そのような形で当支部が無駄に支払った保険料はいかほどであるか把握して、そしてその発券の費用1,200万円と比較してどちらが費用的に有利かを判断されているかをお伺いいたします。

(岩手県支部 中屋敷修議員)

**A** 費用だけを考えると、中屋敷議員の仰るように有効期限を延ばすほど有利になります。有効期限を現行どおり2年に決めた中には、中屋敷議員から提出頂いた組合員の勤続年数のグラフも理事会にお出しして検討頂いております。色々なことを総合的に判断して2年とすることを理事会でご承認頂いた。

**Q** 協会けんぽに関しては、期限を決める必要がない訳です。これは何故期限なしで発券したか、発行したかということは本当はお考え頂きたかった。恐らくこれは期限なしで発行した方が有利、それはメリットがあるという判断ではなかったかと私は思う訳です。そういう中で、他組合が1年もしくは2年、市町村国保は非常に人の出入りが激しいだろうと想像にかたくないところですが、当組合の場合は、先程お話にありましておりに、一番出入りの激しいと思われる3種でも5年余という在任期間があると、そういうふうに考えて私は今発言させていただきました。いかがでしょうか。

(岩手県支部 中屋敷修議員)

**A** 中屋敷議員の仰る協会けんぽの有効期限を設けられていない理由については承知しておりません。ただ、国保組合については、県の担当者が言うように、通常、検認は1年に1回、更新は2年に1回ごとに行なうのが一般的であると、又組合員の種別により有効期限を違えるときは、その効果を十分に検討して効果が充分であると判断した場合には規約に定めて実施するようにと回答しております。経費の点から言えば有効期限を延ばせば延ばす程有利になりますが、それ以外には大きなメリットはないと考えます。他の国保組合との比較で、私どもが調べた中では1年と2年がほぼ半々位で、3年以上の国保組合はありませんでした。それと国保組合、特に全国規模の国保組合に対する厚生労働省の指導監督体制の強化が打ち出された中で、敢えて3年とか5年あるいは組合員の種別による有効期限を定めるということは避けた方がよいという考えもあり、総合的に判断したということです。

## ■ 議 事

### 第1号議案 平成21年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

第1号議案平成21年度事業報告から第3号議案平成21年度決算剰余金の処分まで一括上程し、担当理事より主旨説明の後、監査報告に引き続き質疑応答があり、それぞれの議案毎に採決に入り、全員挙手により原案どおり可決承認された。

#### 平成21年度事業報告

##### I 概況

昭和36年の国民皆保険の創設以来最大級と位置付けられる医療制度改革の主要部分である後期高齢者医療制度が平成20年から実施されたが、平成21年9月に民主党を軸とする鳩山内閣が誕生し、後期高齢者医療制度及び関連法案を廃止することが決まった。

11月には「高齢者医療制度検討会議」が設置され、新しい高齢者医療制度を施行するスケジュール案を提示した。それによると平成22年夏に改革の基本的な方向性を示した中間とりまとめを提示し、22年末には最終とりまとめ、平成25年度から実施する。又検討会議で有力視される案は高齢者医療と国保の一体運営案で、65歳以上を原則、市町村国保に加入させた上で、65歳未満とは区分経理して都道府県単位で財政運営するというものである。

働く被用者保険の被保険者は残す方向で検討されているが、国保組合も同様の取り扱いを全協から要望している。65歳以上が全員市町村国保に移行することになると国保組合の運営に大きな影響を受ける。全国歯の運営も多方面での影響が避けられないことから、新しい高齢者医療制度の帰趨を注意深く見守って行く必要がある。

##### (1) 審査支払業務等の国保連合会への業務委託

レセプトオンライン化に伴い平成21年5月から栃木県国保連合会と保険者レセプト管理システムについて検討を進めてきた。

レセプトの保管・管理にあたって、全国歯の保険者番号の先頭2桁（09）が栃木県の識別番号であるため、委託先を栃木県国保連合会とする限定された利用が条件となることが判明した。平成22年度から契機であった保険者レセプト管理システムを含む審査支払等の国保連合会の業務を栃木県国保連合会に一括業務委託することとした。

## (2) 療養附加金制度を廃止

年齢層、所得層により給付割合及び高額医療費の自己負担限度額に差があり、単年度の療養附加金の支給に2年分の所得証明書が必要となるなど療養附加金の支給額の算定と申請書の様式が複雑で難解なものとなった。更に高額医療・高額介護合算制度の導入により支給額の算定が更に困難となった。又国庫補助の見直しの議論などから附加金の廃止の方向にある等から当組合の療養附加金は平成21年度をもって廃止することとした。

## (3) インフルエンザ予防接種補助事業の新設

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザ予防接種を受ける者に対し、費用の一部を補助する事業を創設した。

## (4) 節目健診の実施期間の延長

節目健診の充実を図る目的で補助金の支給対象となる実施期間を4月1日から翌年の1月31日から4月1日から翌年の3月31日までとした。

## (5) 特別支部運営費交付基準の改正

特別支部運営費交付金は前年度の各支部の収支差額に基づき算定しているために、支給額の確定が6月により支部の予算編成に間に合わなかったが、収支差額の算定期間を変更することにより、2月に各支部に内示できるように改正した。

## (6) 積立金の改正

役員及び職員が退職又は死亡のときに支給するために積立している役員退職死亡給与積立金をそれぞれの規程に基づき役員退職慰労金積立金と職員退職手当積立金として積み立てることとした。

## (7) 地区の拡張

地区外から従業員を雇用する場合及び組合員が地区外に転出した場合、既得権の保護に該当する場合は市町村単位で認める旨の厚生労働省の通知を受けて、地区の拡張を行なうために規約を改正した。

## (8) 組合会議員及び役員の任期

組合会議員及び役員の任期を3年から2年に改正した。これは平成23年4月1日から適用される。

## (9) 保険料賦課額の軽減措置

3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額を免除した。

## (10) 高齢者医療に係る凍結処置

後期高齢者の被用者保険の被扶養者であった者の保険料及び70歳から74歳の者の自己負担を20年度に引き続き1年間凍結された。

## (11) 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の導入

平成21年10月から、出産育児一時金は医療機関への直接支払制度が導入され、同時に緊急少子化対策として出産育児一時金が4万円引き上げられ42万円となった。

## (12) 特定健診・特定保健指導

特定健診のアウトソーシングの形態として、平成20年度は集合契約Bタイプ（国保ベース）で契約して実施したが、平成21年度は集合契約Bタイプに加えて集合契約Aタイプ（日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会）と契約して実施した。

## (13) 療養給付費の状況

平成21年度の療養給付費は5,645,081,509円で、対前年比、金額で375,328,288円、率で7.12%の増となった。

## Ⅱ 事業の実施状況

### 1. 被保険者及び後期高齢者組合員の状況

#### (1) 種別被保険者数 (平均)

種別		平成21年度	平成20年度	伸び率 (%)
組合員	1種	11,747	11,731	0.14
	2種	982	955	2.83
	3種	25,174	24,743	1.74
	計	37,903	37,429	1.27
家族	1種	25,159	25,541	▲ 1.50
	2種	684	677	1.03
	3種	3,846	3,704	3.83
	計	29,689	29,922	▲ 0.78
合計	1種	36,906	37,272	▲ 0.98
	2種	1,666	1,632	2.08
	3種	29,020	28,447	2.01
	計	67,592	67,351	0.36

#### (2) 被保険者数 (前期高齢者・未就学児・介護保険・特定被保険者／平均：再掲)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	特定
組合員	1種	1,310	—	9,271	294
	2種	3	—	207	595
	3種	93	—	6,244	8,633
	計	1,406	—	15,722	9,522
家族	1種	1,286	1,942	7,364	645
	2種	8	294	48	371
	3種	133	545	558	1,131
	計	1,427	2,781	7,970	2,147
合計	1種	2,596	1,942	16,635	939
	2種	11	294	255	966
	3種	226	545	6,802	9,764
	計	2,833	2,781	23,692	11,669

#### (3) 後期高齢者組合員数 (平均)

平成21年度	平成20年度	伸び率 (%)
958	984	▲ 2.64

2. 保険料収入の状況

種 別		平成21年度	平成20年度	伸び率(%)
基礎 賦課額	均等割	3,498,886,500	3,480,167,400	0.54
	所得割	2,560,792,555	2,528,530,302	1.28
後期高齢者支援金等賦課額		1,860,723,000	1,860,405,600	0.02
介護納付金賦課額		768,940,100	751,078,700	2.38
後期高齢者賦課額		57,470,000	70,938,000	▲18.99
合 計		8,746,812,155	8,691,120,002	0.64

3. 国庫補助金の状況

項目	平成21年度	平成20年度	伸び率(%)
事務費負担金	43,702,940	43,697,394	0.01
事務費負担金過年度分	2,650,733	0	—
療養給付費補助金	2,474,218,643	2,116,300,859	16.91
後期高齢者支援金補助金	866,610,013	773,334,069	12.06
病床転換支援金補助金	698,531	490,460	42.42
老人保健医療費拠出金補助金	2,000	78,942,410	▲99.99
介護納付金補助金	344,854,332	307,564,043	12.12
療養給付費補助金過年度分	0	57,760,008	▲100.00
後期高齢者支援金補助金過年度分	8,792	—	—
特別対策費補助金	21,302,000	36,384,000	▲41.45
出産育児一時金補助金	61,735,000	59,325,000	4.06
高額医療費共同事業補助金	10,292,000	11,223,000	▲8.30
特定健康診査等補助金	7,989,000	7,614,000	4.93
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	272,980	1,170,480	▲76.68
合計	3,834,336,964	3,493,805,723	9.75

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)	
・現役並み所得者	7割
・一般所得者	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成22年3月まで9割に据え置かれた。

(2) 療養給付費の状況

診療月	平成21年度	平成20年度	伸び率(%)
4月	468,961,659	424,893,481	10.37
5月	439,013,228	428,511,461	2.45
6月	456,883,377	417,858,240	9.34
7月	486,459,442	446,203,814	9.02
8月	457,294,215	396,404,328	15.36
9月	437,447,366	402,369,709	8.72
10月	506,141,542	471,739,904	7.29
11月	449,723,094	418,115,299	7.56
12月	501,821,041	476,194,984	5.38
1月	458,484,862	450,921,607	1.68
2月	458,780,860	443,578,295	3.43
3月	524,070,823	492,962,099	6.31
合計	5,645,081,509	5,269,753,221	7.12

(3) 入院時食事療養費・生活療養費差額支給の状況

①入院時食事療養費差額支給の状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
0	0	0	0	—	—

②入院時生活療養費差額支給の状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
0	0	0	0	—	—

(4) 歯科給付の状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
24,766	274,706,350	24,131	273,228,040	2.63	0.54

※歯科給付の状況は、歯科審査査定前の件数、費用額。

(5) 高額療養費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3,867	406,346,167	3,595	347,240,368	7.57	17.02

(6) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

(7) 出産育児一時金の支給状況

平成21年度※		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
680	287,978,876	623	234,500,000	9.15	22.81

※21年度直接支払事務費含む

(8) 葬祭費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
84	12,850,000	114	15,600,000	▲ 26.32	▲ 17.63

(9) 療養費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
21,537	97,842,473	20,289	92,666,222	6.15	5.59

(10) 海外療養費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	52,580	2	14,532	100.00	261.82

(11) 移送費の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

(12) 傷病手当金の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
747	45,035,000	720	51,713,000	3.75	▲ 12.91

(13) 療養附加金の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
15,453	147,153,777	12,988	99,774,900	18.98	47.49

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	平成21年度	平成20年度	伸び率(%)
[収入]			
交付金	117,465,000	95,581,000	22.90
国庫補助金	10,292,000	11,223,000	▲ 8.30
収入合計	127,757,000	106,804,000	19.62
[支出]			
高額医療費拠出金	129,265,000	141,078,000	▲ 8.37
収支差額	▲ 1,508,000	▲ 34,274,000	▲ 95.60

6. 保健事業の状況

(1) 保健事業費の交付状況

- ①定額交付分                      各支部                                      1,550,000円
- ②被保険者割交付分              被保険者1人当たり                      440円

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	67,318	29,619,920	60,619,920

(2) 節目健診事業の状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3,325	81,941,371	3,343	82,503,731	▲ 0.54	▲ 0.68

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成21年度	
件数	金額
17,333	37,690,905

(4) 特定健診の実施状況

平成21年度			平成20年度			伸び率(%)	
該当者	受診者	実施率	該当者	受診者	実施率	該当者	受診者
27,159	4,697	17.29	26,029	3,525	13.54	4.34	33.25

(5) 資金貸付事業の状況

①高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

②出産費資金貸付事業の貸付状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
15	4,532,000	19	5,320,000	▲ 21.05	▲ 14.81

(6) 医療費通知

- ① 加入後2ヶ月間以内 5月、7月、9月、11月、1月、3月  
受診者への通知 計6回実施
- ② 年間医療費通知 8月に1回通知

(7) 健康家庭表彰の状況

- ① 健康家庭表彰の該当者の条件  
3年度間連続して医療機関にかからなかった世帯
- ② 健康家庭表彰該当者数

単身者世帯	2名世帯	3名世帯	4名世帯	5名世帯	合計
439	21	2	0	1	463

(8) 後期高齢者組合員保健事業の状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
174	24,340,000	95	12,048,000	83.16	102.03

② 死亡見舞金の支給状況

平成21年度		平成20年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
68	13,600,000	42	8,400,000	61.90	61.90

7. レセプト点検事業 (平成20年度点検分)

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
一般分	8,219,736	5,634,400	▲ 2,585,336	2,940,000	354,664
老健波及効果分	783,640	413,720	▲ 369,920	1,260,000	890,080
合計	9,003,376	6,048,120	▲ 2,955,256	4,200,000	1,244,744

8. 広報活動の状況

- (1) 組合報を2回発行(全国歯報)
- (2) ホームページ

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために、各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図り、年々増大する業務に対応した。

#### Ⅳ 諸会議の開催

##### (1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第65回通常組合会	平成21年7月22日(水)	中野サンプラザ
第66回通常組合会	平成22年3月24日(水)	中野サンプラザ

##### (2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成21年6月24日(水)	中野サンプラザ
第2回臨時理事会	平成21年7月22日(水)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成21年11月11日(水)	中野サンプラザ
第4回理事会	平成22年2月24日(水)	中野サンプラザ

##### (3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成21年5月13日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成21年6月24日(水)	中野サンプラザ
第3回常務会	平成21年7月22日(水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成21年10月21日(水)	東京事務所
第5回常務会	平成21年11月11日(水)	中野サンプラザ
第6回常務会	平成22年2月17日(水)	東京事務所
第7回常務会	平成22年2月24日(水)	中野サンプラザ
第8回常務会	平成22年3月24日(水)	中野サンプラザ

##### (4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成21年6月23日(火)	東京事務所
第2回監事会	平成22年2月23日(火)	東京事務所

##### (5) 職員事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成21年度職員事務研修会	平成21年4月17日(金) ～19日(日)	沖縄県那覇市内

##### (6) 担当打合会等

会議名	開催日	開催場所
第1回給付担当打合会	平成21年8月27日(木)	東京事務所
第2回給付担当打合会	平成22年1月28日(木)	東京事務所

## V 関係団体の会議開催状況

### (1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成21年4月24日(金)	栃木県国保連合会

### (2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
平成21年度国保新規事業に関する説明会及び第2回高額医療・高額介護合算制度説明会	平成21年8月27日(木)	栃木県国保連合会
出産育児一時金等の支払事務に関する説明会	平成21年10月13日(火)	栃木県国保連合会
平成21年度特定健診・保健指導実践者育成研修会(フォローアップ編)	平成22年2月22日(月)	栃木県総合文化センター

### (3) 全協関係

#### ① 総会

会議名	開催日	開催場所
第53回通常総会	平成21年6月11日(木)	ホテルオークラ福岡
第54回通常総会	平成22年3月12日(金)	明治記念館

#### ② 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成21年4月22日(水)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成21年5月28日(木)	キャメロットジャパン(神奈川県)
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成21年11月20日(金)	厚生会館
関東甲信越支部幹事会	平成21年11月20日(金)	厚生会館

#### ③ 研修会

会議名	開催日	開催場所
理事長・役員研修会	平成21年7月9日(木) ～10日(金)	箱根・湯本富士屋ホテル
理事長・役員研修会	平成21年9月25日(金)	八重洲富士屋ホテル
保健事業推進担当者研修会	平成21年11月9日(月) ～10日(火)	こまばエミナース
事務(局)長研修会	平成22年2月5日(金)	九段会館

(4)全歯連関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成21年10月8日(木)	日本歯科医師会館
第2回通常総会	平成22年3月4日(木)	スクワール麴町

②理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成21年5月21日(木)	日本歯科医師会館
第2回理事会	平成21年10月8日(木)	日本歯科医師会館
第3回理事会	平成22年3月4日(木)	スクワール麴町

③常務理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務理事会	平成22年2月4日(木)	日本歯科医師会館

④監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成21年5月21日(木)	日本歯科医師会館

⑤選挙管理会

会議名	開催日	開催場所
第1回選挙管理会	平成21年5月21日(木)	日本歯科医師会館

⑥調査委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成21年5月21日(木)	日本歯科医師会館

## 第2号議案 平成21年度歳入歳出決算 について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事から平成21年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて趣旨説明の後、採決に入り、全員挙手により可決承認された。



鈴木常務理事

### 決算の状況

#### 1. 歳入の状況

**1 款** 保険料収入は、8,746,812,155円で、前年度の8,691,120,002円と比較して0.64%の伸び、実額で55,692,153円の増となった。内訳として、医療給付費分賦課額は、6,059,679,055円で、前年度の6,008,697,702円と比較して0.85%の伸び、実額で50,981,353円の増であった。後期高齢者支援金等賦課額は、1,860,723,000円で前年度の1,860,405,600円と比較して0.02%の伸び、実額で317,400円の増であった。介護納付金分賦課額は、768,940,100円で、前年度の751,078,700円と比較して2.38%の伸び、実額で17,861,400円の増であった。後期高齢者賦課額は、57,470,000円で、前年度の70,938,000円と比較してマイナス18.99%、実額で13,468,000円の減であった。この減の理由は、1人当たり月額保険料を1,000円引下げたためである。

**2 款** 国庫支出金(国からの補助金)は、3,834,063,984円で、前年度3,492,635,243円と比較して、9.78%の伸び、実額で341,428,741円の増となった。

**3 款** 前期高齢者交付金は、前期高齢者の占める割合が全被保険者数の12%を下回っているため、交付金は無かった。

**4 款** 共同事業交付金は、117,465,000円で、前年度95,581,000円と比較して21,884,000円の増となった。

**5 款** 財産収入は、17,512,943円で前年度の17,168,837円と比較して344,106円の増となった。

**6 款** 繰入金は、役員退職慰労金繰入金に1,000,000円、職員退職手当繰入金に5,767,376円を繰り入れた。

**7 款** 繰越金は、前年度剰余金より3,425,553,686円を繰り越ししている。

なお、前年度の繰越金は、2,763,556,554円であった。

**8 款** 諸収入は、382,544,033円で、前年度の40,309,646円と比較して342,234,387円の大幅な増となったがこれは、老人保健医療費拠出金の返還額(346,767,650円)が含まれているためである。

歳入決算総額は、16,530,719,177円となり、前年度15,100,371,282円と比較して9.47%の伸び、実額で1,430,347,895円上回っている。

#### 2. 歳出の状況

**1 款** 組合会費は、13,687,131円で、前年度13,235,932円と比較して3.41%の伸び、実額で451,199円の増となった。

**2 款** 総務費は、532,317,577円で、前年度576,305,519円と比較してマイナス7.63%、実額で43,987,942円の減となった。

**3 款** 保険給付費は6,687,867,220円で、前年度6,155,306,065円と比較して8.65%の伸

び、実額で532,561,155円の増となった。  
 歳出決算総額に占める割合をみると50.76%となる。

**4款** 後期高齢者支援金は、2,896,693,156円で、前年度2,577,131,296円と比較して13.28%の伸び、実額で339,561,860円の増となった。  
 歳出決算総額に占める割合をみると21.99%となる。

**5款** 前期高齢者納付金は、1,353,952,312円で、前年度732,184,106円と比較して84.92%の伸び、実額で621,768,206円の増となった。20年度は激変緩和措置により1/3であったが、21年度は2/3、22年度は満額となる。  
 歳出決算総額に占める割合をみると10.28%となる。

**6款** 老人保健拠出金は、172,618円で、前年度249,160,889円と比較して、マイナス99.93%、実額で248,988,271円の減となった。  
 20年度より後期高齢者医療制度に移行しており、大幅に減となっている。

**7款** 介護納付金は、1,092,968,844円で、前年度の971,423,912円と比較して12.51%の伸び、実額で121,544,932円の増となった。  
 歳出決算総額に占める割合をみると8.30%となる。

**8款** 共同事業拠出金は、129,265,000円で、前年度の141,078,000円と比較してマイナス8.37%、実額で11,813,000円の減となった。

**9款** 保健事業費は、270,307,975円で、前年度268,284,877円と比較して0.75%の伸び、実額で2,023,098円の増となった。

**10款** 積立金は、法定積立金（特別積立金及び給付費等支払準備金）は法定額を満たしているため、積み立てしていないが、事務所管理積立金に、10,000,000円を積み立てしている。

**11款** 諸支出金は、平成20年度の国庫補助金額が超過交付となったため187,315,383円支出している。

**12款** 予備費は、保険給付費に242,030,245円、後期高齢者支援金に4,845,156円、前期高齢者納付金に1,670,272円、保健事業費に63,716,944円、諸支出金に187,314,383円それぞれに充当している。

歳出決算総額は、13,174,547,216円で、前年度11,674,817,596円と比較して12.85%の伸び、実額で1,499,729,620円上回った。

**3. 歳入・歳出決算の状況**

歳入合計額	16,530,719,177円
歳出合計額	13,174,547,216円
決算剰余金	3,356,171,961円

**4. 単年度収支の状況**

単年度歳入総額	13,105,165,491円
単年度歳出総額	13,174,547,216円
差 引	▲69,381,725円

## 平成21年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

## 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠損額	収 入 未済額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 険 料		8,701,201,000	8,746,812,155	8,746,812,155			45,611,155
	1.国民健康 保 険 料	8,701,201,000	8,746,812,155	8,746,812,155			45,611,155
2.国 庫 支 出 金		3,395,455,000	3,834,063,984	3,834,063,984			438,608,984
	1.国 庫 負 担 金	48,333,000	46,353,673	46,353,673			▲ 1,979,327
	2.国 庫 補 助 金	3,347,122,000	3,787,710,311	3,787,710,311			440,588,311
3.前期高齢者 交 付 金		1,000	0	0			▲ 1,000
	1.前期高齢者 交 付 金	1,000	0	0			▲ 1,000
4.共同事業 交 付 金		99,234,000	117,465,000	117,465,000			18,231,000
	1.共同事業 交 付 金	99,234,000	117,465,000	117,465,000			18,231,000
5.財産収入		17,168,000	17,512,943	17,512,943			344,943
	1.財 産 運 用 収 入	17,168,000	17,512,943	17,512,943			344,943
6.繰 入 金		3,000	6,767,376	6,767,376			6,764,376
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.役員退職慰勞 金繰入金	1,000	1,000,000	1,000,000			999,000
	3.職員退職手当 繰入金	1,000	5,767,376	5,767,376			5,766,376
7.繰 越 金		3,425,553,000	3,425,553,686	3,425,553,686			686
	1.繰 越 金	3,425,553,000	3,425,553,686	3,425,553,686			686
8.諸 収 入		14,859,000	382,544,033	382,544,033			367,685,033
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.立替収入	1,000	484,069	484,069			483,069
	3.預金利子	14,853,000	8,685,161	8,685,161			▲ 6,167,839
	4.雑 入	4,000	373,374,803	373,374,803			373,370,803
歳 入 合 計		15,653,474,000	16,530,719,177	16,530,719,177			877,245,177

歳出

(単位：円)

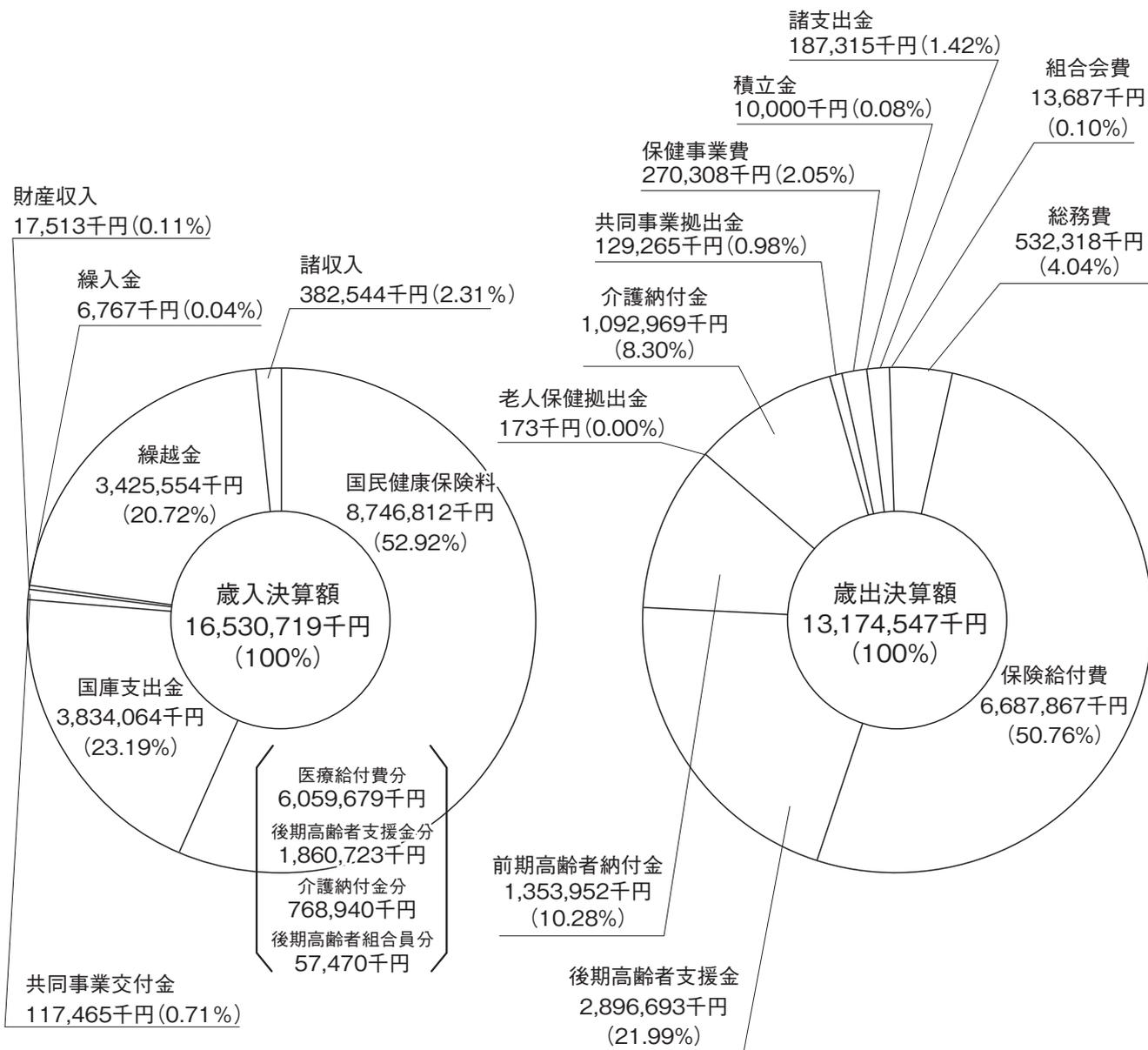
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の比較
1.組合会費		17,600,000	13,687,131		3,912,869
	1.組合会費	17,600,000	13,687,131		3,912,869
2.総務費		614,202,000	532,317,577		81,884,423
	1.総務管理費	614,201,000	532,317,577		81,883,423
	2.徴収費	1,000	0		1,000
3.保険給付費		6,771,875,245	6,687,867,220		84,008,025
	1.療養諸費	5,789,213,369	5,788,503,400		709,969
	2.高額療養費	427,884,000	406,346,167		21,537,833
	3.移送費	1,000,000	0		1,000,000
	4.出産育児諸費	287,978,876	287,978,876		0
	5.葬祭費	21,200,000	12,850,000		8,350,000
	6.傷病手当金	67,264,000	45,035,000		22,229,000
4.後期高齢者支援金		2,896,693,156	2,896,693,156		0
	1.後期高齢者支援金	2,896,693,156	2,896,693,156		0
5.前期高齢者納付金		1,353,953,272	1,353,952,312		960
	1.前期高齢者納付金	1,353,953,272	1,353,952,312		960
6.老人保健拠出金		174,000	172,618		1,382
	1.老人保健拠出金	174,000	172,618		1,382
7.介護納付金		1,096,026,000	1,092,968,844		3,057,156
	1.介護納付金	1,096,026,000	1,092,968,844		3,057,156
8.共同事業拠出金		141,987,000	129,265,000		12,722,000
	1.共同事業拠出金	141,987,000	129,265,000		12,722,000
9.保健事業費		346,996,944	270,307,975		76,688,969
	1.特定健康審査等事業費	125,226,000	48,537,031		76,688,969
	2.保健事業費	221,770,944	221,770,944		0
10.積立金		10,004,000	10,000,000		4,000
	1.積立金	10,004,000	10,000,000		4,000
11.諸支出金		187,315,383	187,315,383		0
	1.償還金	187,315,383	187,315,383		0
12.予備費		2,216,647,000	0		2,216,647,000
	1.予備費	2,216,647,000	0		2,216,647,000
歳出合計		15,653,474,000	13,174,547,216		2,478,926,784

歳入合計 16,530,719,177円

歳出合計 13,174,547,216円

差引残高 3,356,171,961円

## 平成21年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



### 第3号議案 平成21年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事より平成21年度決算剰余金の処分について平成22年度に繰り越すことについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

### 平成21年度歳入歳出決算

歳入合計額	16,530,719,177円
歳出合計額	13,174,547,216円
決算剰余金	3,356,171,961円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成22年度繰越金 3,356,171,961円

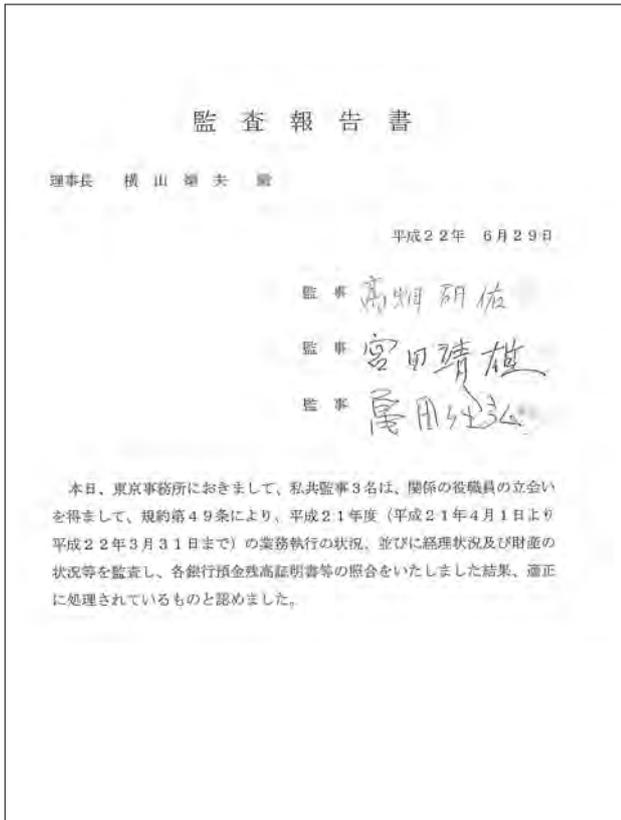
監査報告

宮田監事

宮田監事より、平成21年度の業務執行の状況並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。



宮田監事



財産状況報告

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
①特別積立金	1,368,530,000
②給付費等支払準備金	798,000,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所管理積立金	146,325,000
⑤役職員退職死亡給与積立金	263,434,408
合 計	2,701,289,408

2. 固定資産

科 目	金 額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

### 3. 什 器 備 品

#### (1) 備 品 目 録 (東京事務所)

(平成21年度末現在)

品 目	数量	品 目	数量
事務用机	5	除湿器	2
事務用椅子	12	冷蔵庫	3
ミーティングテーブル	2	テレビ	2
ミーティングチェア	18	シュレッダー	3
パネルスクリーン	1	端末機	18
デジタルカメラ	2	ICレコーダー	1
スーパーボード(M20)	1	ウォシュレット	4
オーバーヘッドプロジェクター	1	シューズボックス	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1	書庫	1

#### (2) 備 品 目 録 (支部事務所)

(平成21年度末現在)

支部名	品 目	数量	支部名	品 目	数量
栃 木	レーザープリンタ	1	鳥 取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 梨	レーザープリンタ	2	香 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青 森	レーザープリンタ	2	徳 島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐 阜	レーザープリンタ	2	高 知	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富 山	レーザープリンタ	2	新 潟	ファクシミリ	1
	ユニシス端末機	1		レーザープリンタ	2
	シュレッダー	1		ユニシス端末機	3
	ファクシミリ	1	シュレッダー	1	
滋 賀	レーザープリンタ	1	岩 手	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京 都	レーザープリンタ	2	石 川	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡 山	レーザープリンタ	1	長 野	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 口	レーザープリンタ	2	福 井	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島 根	レーザープリンタ	2	沖 縄	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

## ■議事に対する質問・要望等 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 事業の実施状況の報告の表での比較というところがあるが、表を見ただけでは何の比較かが解りません。以前の組合報の時は伸び率となっていたが全国歯報になってからこのような形になりました。伸び率とした方が解りやすいと思いますが、事業統計報告でも伸び率となっています。

療養給付費の伸率が100%となっていて倍になったととられかねない。これは前年同月比率となると思います。この下の欄の医療費は前年比とあるが、これは完全に伸び率だと思えます。バラバラの書き方を考えて頂きたい。

(岐阜県支部 後藤幸夫議員)



後藤幸夫議員

**A** よく検討いたしまして、適正な用語にしていきたいと思います。

## ■運営全体に対する質問・要望等 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 私は平成21年3月まで組合会議員であり、21年4月からは予備組合会議員になり、現在に至っています。そこでこの予備組合会議員の立場はどこから出てくるのですか。規約及び選挙規則によると組合会議員は選挙するとあるが、予備という言葉はでてこない。曾て予備議員には議決権がないという話を聞きましたが、そのあたりをご回答賜りたい。

(富山県支部 川口義治予備議員)



川口義治予備議員

**A** 川口先生の仰るとおり、予備議員については規約等に規定がありません。予備議員をお願いした経緯は組合の状況を支部報告したり、又支部の状況を組合に報告して頂いたりするためにオブザーバーとして出席頂いていると聞いております。ただ支部によっては予備議員を設けていない支部もございます。

平成3年に栃木県に予備議員について照会した時の回答は「国保組合には議決機関として組合会が置かれる。組合会は、組合員によって選挙された組合会議員によって組織され、組合会議員の定数と選挙方法は規約で定めるとされている。ここで、組合会議員は組合員によって選挙された者であり、その権利の行使は、一身専属的なものと考えられることから、議員に代わる代議員を出席させることは適当ではない。よって、代議員の権限の問題は生じ得ない」という回答を頂いております。代議員に代わる代議員を出席させることは適当ではない、そして議決権はないけれども予備議員に出席して頂く習慣が今も続いているということです。

**Q** 更にお聞きいたしますが、要するに予備組合会議員は本来なくともよい、逆に言えば岐阜県、福井県のように予備組合会議員を出さない方が正統派であるとお考えですか。

**A** はい。この問題については、最近協議したり検討したことはありませんが、そういう意見があれば検討してみたいと思っております。

**Q** 再度申し上げますが、必要ないものならば規則に則らないものは出さなくてもよい。23年3月に改選がありますので、その時に出

さなくともよいのか、温情的に出してもよいと考えているのか、いずれにしても、規約もしくは選挙規則に、更に言えば本組合には議事規則がないように思いますので、一度ご検討賜りたいと思います。

**A** 要望として承りました。

**Q** 全国歯報に保険証の全国歯カードのことに載っておりました。3月末に殆ど同じ文章が手元に来て、一週間後にもう一度同じ文章が来ました。大変重要なことであることはよく解るが、これが全国に郵送されると送料が役務費として随分かかっていると考え、無駄とは言わないが考えていただきたい。

(岡山県支部 渡部佳郎議員)



渡部佳郎議員

**A** 平成22年3月31日で、保険証の発行業務を委託しております三菱UFJニコスが、この業務から撤退し、委託契約も取り消しました。このことと現在発行されている保険証、特にクレジット機能付き保険証や全国歯カードの取り扱いについて被保険者に周知する必要があります。3月31日で撤退するのであれば4月1日からは使えないのではないかとという誤解を招かないためです。無駄な経費をかけているとのご質問ですが、3月に差し上げたのは経費がかかっておりますが2点目は「お知らせ」でこの頃制度が頻繁に変わりますので、それも含めて以前は各担当がそれぞれに出しておりましたが、今はお知らせのいう形で纏めて出しており、例年出しているもので特に経費はかかっておりません。3点目の全国歯報はお知らせコーナーの1ページを利用したので送料その他特に経費はかかっておりません。重要事項については重複して差し上げ

ることがありますがご理解賜りたい。

**Q** 節目健診等の事業について感謝いたしております。1種、2種でも又各大学でも女性が増えており、歯科助手、衛生士に支えられて歯科医院経営を行なっている。最近は子宮頸がんのワクチンがでて効果をあげています。これについての補助を要望いたします。

(滋賀県支部 井田治彦議員)



井田治彦議員

**A** 要望として承りました。

**Q** 横山理事長が就任の挨拶で、監事から複式簿記が望ましいと言われたと仰られたが、今の全国歯は複式簿記になっていないのでしょうか。現在どのような記帳方法で行なっているのかお聞かせ願いたい。

(山梨県支部 三沢茂議員)



三沢茂議員

**A** 今は単式簿記であります。決算の国への報告が年度年度で終わります。それと当組合は営業して何かの利益を得るといことがありません。それから在庫整理がありませんので単式簿記でも大体解ってきます。複式にしてもそれほど解ってくるものはでてないと。要するに財産をもっていませんし、仕入があって売って幾らかの利潤を上げるとか、そういうものではないと言うことです。そして国

の指導は単式で年度ごとに決算をなささいというようなことになっています。

(鈴木常務理事)

**Q** 先程の報告事項で厚労省の行政レビューの結果のところ、健保組合と同じレベルでの財務諸表の提出を義務付けるべきとありましたが、財務諸表の提出を求めるとかなるとやはり複式簿記でやるべきと思いますがいかがでしょうか。(山梨県支部 三沢茂議員)

**A** 確かに今言われたとおり、財務省その他だったら、そういうことになると思いますが、うちの方にある財産としてあるのは後の方に財産目録に載せております。要するに今は建物、それから備品です。となるとあとは減価償却というようなどころが出てくるのは結局は建物のこと、それにあわせて積立金を積み立てている訳ですが、それ以上のことを言われますと財務諸表と言われますと後の方に目録と建物のものを出してあります。もし必要なら減価償却がでてくると思いますが。

(鈴木常務理事)

### 叙勲受章者に対する記念品の贈呈

尾上副理事長により、平成22年春の叙勲受章者で旭日小綬章を受章された一志忠廣副理事長の紹介に引き続き、横山理事長から記念品の贈呈と祝意を表した。

#### 〔旭日小綬章受章者挨拶 一志忠廣副理事長〕

思いもかけず、今年の春の叙勲の栄に浴しました。もとより会務に精励した訳でございませぬ。漫然ときた訳でございませぬけれども、



一志忠廣副理事長

このような章を頂いたということ本当に私自身嬉しい思いますが、やはり

周りの方々のお力があるからこそ、こんな思いをしております。

今日のこの組合会の席上でこのようなお祝いを頂いて恐縮しております。感激の極みでございます。どうぞ、今後ともご指導の程をお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は有難うございました。

### 閉会の辞

### 尾上副理事長



尾上副理事長

本日は、第67回通常組合会を開催いたしましたところ、全国からお忙しい中、又非常にお暑い中ご参集頂きまして誠に有難うございました。

本日は1号議案から3号議案まで、平成21年度の決算関係につきまして、大変重要な案件を無事ご承認頂きまして有難うございました。これから益々暑くなりますので、先生方には充分ご自愛頂きまして、お気をつけてお帰り頂きますことをお願い申し上げます閉会とさせていただきます。有難うございました。

## 叙勲受章者紹介

氏名 <sup>いっ</sup> <sup>し</sup> <sup>ただ</sup> <sup>ひろ</sup> 一志忠廣 (昭和11年2月20日生)



【受章種別】 旭日小綬章

【功労種別】 保健衛生功労

【表彰歴】

平成9年11月15日 ……………日本歯科医師会会長表彰

平成10年11月14日 ……………厚生大臣表彰

【略歴】

・日本歯科医師会関係

平成3年4月1日～平成9年3月31日 ……日本歯科医師会代議員

平成12年4月1日～平成15年3月31日 ……日本歯科医師会理事

平成15年4月1日～平成18年3月31日 ……日本歯科医師会代議員

平成18年4月1日～現在 ……………日本歯科医師会常務監事

・県歯科医師会関係

昭和60年4月1日～昭和63年3月31日 ……長野県歯科医師会理事

昭和63年4月1日～平成3年3月31日 ……長野県歯科医師会常務理事

平成9年4月1日～平成12年3月31日 ……長野県歯科医師会副会長

平成12年4月1日～平成20年3月31日 ……長野県歯科医師会会長

・全国歯科医師国民健康保険組合連合会関係

平成14年4月1日～平成17年3月31日 ……全歯連理事

平成21年4月1日～現在 ……………全歯連副会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成14年4月1日～平成17年3月31日 ……本部理事

平成17年4月1日～現在 ……………本部副理事長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

平成9年4月1日～平成12年3月31日 ……長野県支部副支部長

平成12年4月1日～平成20年3月31日 ……長野県支部支部長

## 歯科医師のみなさま!! 加入のご検討をお勧めします。

### 国民年金基金とは

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第一号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や国庫による助成などの特別な措置があります。

### 税制上のメリット

掛金は全額“社会保険料控除”となります。〔掛金の上限は月額 68,000 円です。但し、個人型確定拠出年金にも加入されている場合には、その掛金と合わせて月額 68,000 円が上限となります〕また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

### 特長

- ①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。
- ②掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

お問い合わせ  
資料請求は

**☎0120-155-950**  
**歯科医師国民年金基金**

(国民年金基金に加入できるのは、  
国民年金への加入者で、60歳未満の歯科医師の方に限ります。)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-4-4 ハリファックス九段ビル 8 階

<http://www.npfunddent.or.jp> e-mail : [office@npfunddent.or.jp](mailto:office@npfunddent.or.jp)

歯科医師国民年金基金は、日本歯科医師会を母体として設立され、平成3年5月に職能型国民年金基金第一号として認可されました。

お知らせ

# 特定健康診査・特定保健指導

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診内容で、該当者・予備群を早期に発見し、特定保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを行います。

40歳～74歳の医療保険加入者に実施し、保健指導が必要な人の選定・階層化を行い、結果は電子的標準方式で保存します。

## (1) 特定健康診査

**1 対象者**

40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健診を実施する。

**2 実施機関**

受診は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施する。

**3 費用負担**

自己負担割合

基本項目	0割
詳細項目	0割

※ただし、特定健診項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担となります。

## (2) 特定保健指導

**1 対象者**

特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。

**2 実施機関**

特定保健指導は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関等に委託して実施する。

**3 費用負担**

自己負担割合

動機付け支援	0割
積極的支援	0割

お知らせ

## 節目健診（人間ドック等）補助事業

疾病を未然に防ぎ、また早期発見、早期治療により組合員の健康づくりを推進するために、節目健診の受診者に対して健診費用の一部を補助します。

### (1) 対象者

- 1 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者です。
- 2 上記の1に該当した1種組合員の被保険者である配偶者。なおこの場合の配偶者の年齢は問いません。
- 3 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者です。

### (2) 補助金額

節目健診の受診者（年1回を限度）に対し、30,000円まで支給する

### (3) 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで。

### (3) 申請期限

事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に提出する。

## 高 齢 受 給 者 証 の 更 新

国民健康保険  
高齢受給者証

有効期限 平成 23 年 7 月 31 日  
記号 全歯 01 番号 1234567

フリガナ	ゼンシ	ハナコ
氏名	全歯	花子
性別	女	
生年月日	昭和 12 年 12 月 24 日	
交付年月日	平成 22 年 8 月 1 日	
発効期日	平成 22 年 8 月 1 日	
一部負担金の割合	3割	
組合員氏名	全歯 太郎	
	保険者番号 093013	

全国歯科医師国民健康保険組合

70歳～74歳の方々には、保険証とは別に全国歯の各支部事務所より、高齢受給者証が発行されました。なお、高齢受給者証の更新（発行）に関しては所得を証明する書類の提出が必要です。

高齢受給者証の有効期限は保険証と異なり1年間です。

75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日までが有効期限です。

# インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザの罹患予防を図るため、  
インフルエンザの予防接種を接種した方に、  
その予防接種の費用の一部を負担します。

## (1) 対象者

1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する被保険者。

## (2) 補助金額

- 1名につき、2,000円を限度に支給する。
- 費用額が2,000円に満たない場合は、実費分を支給する。
- 2回接種法で1回分が2,000円に満たないとき、2回分の領収書を提出した場合は、2,000円を限度に支給する。
- 他の制度（市区町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先する。

## (3) 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## (4) 申請期限

当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に提出する。

## お願い

保険料を滞納されていますと、新しい保険証をお届け出来ないことがあります。この様な場合は支部事務所にお問い合わせ下さい。

1人1枚の保険証となり、利便性が向上しましたが、紛失等による再発行が増えていきます。保険証、高齢受給者証の取扱い、保管には充分ご注意下さい。